

あんま・マッサージ・指圧のかかり方

 こんなときに医療保険の対象となります。

次の2つの要件を満たしていれば、療養費の対象となります。

1. 医療上マッサージを必要とする症例であること

療養費の支給対象となるのは、筋まひ・関節拘縮(関節の動く範囲が狭くなった状態)等であって、医療上マッサージを必要とする場合です。

2. あんま・マッサージ・指圧の施術について医師が同意している

あんま・マッサージ・指圧の施術を受けることを医療上必要と医師が認め、同意した場合のみ療養費の対象となります。

療養費の初回申請時には、医師の同意書又は診断書の添付が必要です。

また、あんま・マッサージ・指圧の施術を継続して受ける場合は、6ヵ月ごとに医師の診察を受け、医師の同意が必要です。

 こんなときは医療保険の対象になりません。

- 単なる疲労回復、慰安を目的としたマッサージを受けたとき。
- 疾病予防のマッサージを受けたとき。

あんま・マッサージ・指圧の施術を受けるときの注意

○療養費支給申請書の内容をよく確認して、署名をしてください。

あんま・マッサージの施術費用は、「療養費支給申請書」により申請することで、療養費の支給を受けることができます。申請書に記載されている傷病名・日数・金額をよく確認し、ご自身で署名してください。

○領収証を必ずもらいましょう

領収証を必ずもらって保管しておき、「医療費のお知らせ」※で金額・日数の確認をしてください。※年2回発送しています。

また、医療費控除を受ける際にも必要になりますので大切に保管してください。

あんま・マッサージの施術に係る療養費支給までの流れ

① 医師にあんま・マッサージの施術を受けることに対する同意書をもらい、あんま・マッサージの施術を受ける。

療養費の申請時には、初回以降施術可能な期間に応じて医師の同意書の添付が必要です。

② 施術料金を支払って、領収証をもらう。

領収証は、医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管しましょう。

③ 療養費支給申請書に必要事項を記入のうえ、広域連合に提出する。

申請書に記載の傷病名・日数・金額をよく確認のうえ、署名をしてください。

④ 広域連合で内容を審査し、適正であれば、療養費を支給する。

被保険者証に記載の一部負担金の割合に応じて、施術費用の9割、8割または7割が支給されます。